

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示及び テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正について

令和 3 年 4 月
消費・安全局植物防疫課

1 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。)においては、有害動植物がまん延して、有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合等において、駆除又はまん延防止の必要があるときは、農林水産大臣は、法第 4 章の規定により防除(以下「緊急防除」という。)を行うものとされており(法第 17 条第 1 項)、緊急防除を行うときは、①防除を行う区域及び期間、②有害動植物の種類、③防除の内容、④その他必要な事項を、緊急防除を行う 30 日前までに告示しなければならない(法第 17 条第 2 項)ものとされている。
- また、この緊急防除を行うため必要な限度において、有害動植物が付着している植物等の移動禁止、消毒等の命令をすることができる(法第 18 条第 1 項)ものとされている。
- (2) ヨーロッパ、アメリカ等で発生しており、アブラナ属等の重要害虫として知られるテンサイシストセンチュウについては、平成 29 年 9 月、長野県諏訪郡原村において我が国初発生が確認されたことを受け、次の告示及び省令を定め、作付け禁止植物(しょくようだいおう等)の作付けを禁止するなど、緊急防除を行ってきた。
- ① テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示(平成 30 年 3 月 26 日農林水産省告示第 608 号。)
 - ② テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成 30 年農林水産省令第 12 号。)

2 改正の内容

新たにテンサイシストセンチュウを増殖させることが確認されただいこんを作付け禁止作物に追加することとする。

ただし、だいこんのうち、テンサイシストセンチュウを減少させることが確認され、防除を行うことを目的として栽培される葉だいこんは作付け禁止作物から除くこととする。

3 今後のスケジュール

公布 令和 3 年 6 月
施行 令和 3 年 7 月